

毒物及び劇物取締法 について

～毒物劇物業務上取扱者の皆様へ～

滋賀県健康医療福祉部薬務課

1

1. 毒物及び劇物取締法とは？

法第1条

毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする

保健衛生上の見地：公衆衛生の向上および増進の精神



性質が異なる (憲法第25条)

火薬類取締法：火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

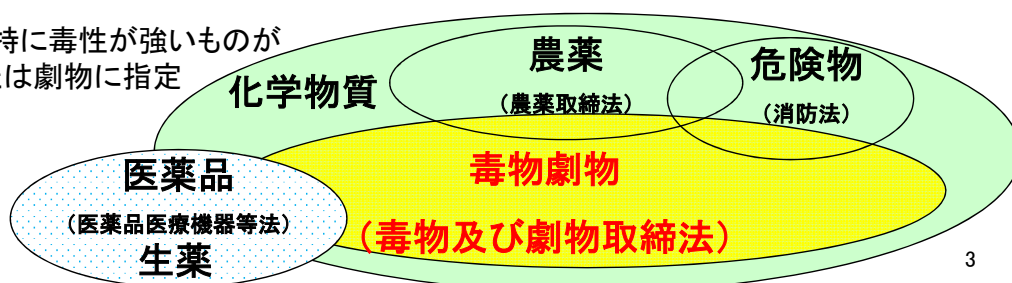
農薬取締法：農薬の品質と安全な使用の確保を目的とする。

2

2. 法で規制を受ける物質

- (1) 毒物 : 毒性の高い物質
法別表第1および指定令第1条に掲げられている物で、医薬品および医薬部外品以外のもの。
- (2) 劇物 : 毒物に準じた毒性を有する物質
法別表第2および指定令第2条に掲げられている物で、医薬品および医薬部外品以外のもの。
- (3) 特定毒物 : 毒物のうち特に作用の激しいもので、人に対する危害の可能性の高いものであって、法別表第3および指定令第3条に掲げられているもの。

※化学物質のうち特に毒性が強いものが
法により毒物または劇物に指定



【補足】 ～法別表や指定令の読み方～

(1) 物質そのものの名称のみ記載のもの

例1 指定令第2条第76号の2 トルエン

→「原体」は劇物に該当するが、製剤は劇物に該当しない。

■ 「原体」とは

原則として化学的純品を指すが、製造過程等において生じる不純物が含まれていたり、純度に影響のない程度に香りや色を付けたものであっても、目的を持った他の物質が含まれていないものは原体と考える。

【補足】 ～法別表や指定令の読み方～

(2) **濃度の規定がある製剤**（「〇〇を含有する製剤、ただし、〇〇X%以下を含有するものを除く」と記載のもの）

例2 指定令第2条第68号 水酸化ナトリウムを含有する製剤。
ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

→水酸化ナトリウムを**5%より多く含む**製剤は劇物に該当する。

(3) **濃度の規定がない製剤**（「〇〇を含有する製剤」と記載のもの）

例3 指定令第2条第88号の2 ブロムメチルを含有する製剤

→ブロムメチルを**含有していれば**、製剤は劇物に該当する。

■ 「製剤」とは

希釈、混合等一定の加工を施されているものを指す。ただし、単なる粉碎や成型等、原体の組成に影響しない物理的方法により製品化されているものは製剤とはみなさず、原体と判断する。

5

2. 法で規制を受ける物質

(4) 興奮・幻覚・麻酔の作用を有する毒物劇物で政令で定めるもの。

①トルエン

②酢酸エチル・トルエン・メタノールのいずれかを含有するシンナー、
接着剤、塗料、閉そく用等の充填剤

みだりに摂取、吸入してはならない。

(5) 引火性・発火性・爆発性の毒物劇物で政令で定めるもの。

①亜塩素酸ナトリウム30%以上

②塩素酸塩35%以上

③ナトリウム

④ピクリン酸

業務上その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

※毒物、劇物：法、政令で指定された物質

適時見直しが行なわれる。

6

3. 法で規制を受ける者

(1) 毒物劇物営業者【登録または許可が必要】

① 毒物劇物製造業者

② 毒物劇物輸入業者

③ 毒物劇物販売業者

一般販売業者：全ての毒物および劇物が販売できる

農業用品目：施行規則第4条の2別表第1に掲げる物

特定品目：施行規則第4条の3別表第2に掲げる物

④ 特定毒物研究者

(2) 特定毒物使用者【指定が必要】

7

3. 法で規制を受ける者

(3) 業務上取扱者

① 届出を要する者 ※毒物劇物取扱責任者の設置が必要

- ・無機シアン化合物たる毒物または劇物を使用する電気メッキ業
- ・無機シアン化合物たる毒物または劇物を使用する金属熱処理業
- ・施行令別表第2に掲げる毒物または劇物を輸送する事業
- ・砒素化合物たる毒物を使用して、シロアリ防除を行う事業

② 届出を要しない者（例）

- ・原料等に毒物または劇物を使用する化学工業者
- ・写真の現像等に、硝酸銀を使用する者
- ・殺虫剤たるシアン化合物等を使用し倉庫等のくん蒸を行う業者
- ・毒物または劇物たる農薬等を使用する農業者
- ・研究、教育等の目的で毒物または劇物たる試薬等を使用する教育者、研究者

(4) 国民

8

4. 届出不要の業務上取扱者への規制

法第22条第5項

法第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2並びに第17条第2項から第5項までの規程は、毒物劇物営業者(※1)、特定毒物研究者及び第1項に規定する者(※2)以外の者であって厚生労働省令で定める毒物または劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

(※1)製造、輸入、販売業者 (※2)届出を要する業務上取扱者

(1) 盗難・紛失防止対策(法第11条第1項)

毒物または劇物が盗難にあい、または紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。

(2) 事業所外への流出等防止対策(法第11条第2項)

毒物または劇物が漏れ、流れ出、しみ出、または地下にしみ出る等し、施設外へ流出しないよう必要な措置を講ずること。

(3) 運搬の際の流出等防止対策(法第11条第3項)

毒物または劇物を運搬する際に、飛散し、漏れ、流れ出、またはしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じること。

9

【補足】 事故対策例

〈盗難・紛失事故対策〉

- 毒物劇物の保管場所はその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とする。
- かぎのかける設備等のある堅固な施設に保管する。
- かぎの管理者を選任し、毒物劇物を取り扱う必要のない人がかぎを入手及び使用できないようにする。
- 毒物劇物の在庫量の定期点検を行い、適切な在庫管理を実施する。 など

※参考「平成30年7月24日付け 薬生薬審発0724第1号 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」

〈流出・漏洩事故対策〉

- 毒物劇物を保管する施設等への浸水や土砂流入を防ぐ土のうや止水板等を使用する。
- 毒物劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないように封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。 など

※参考「令和2年1月17日付け 薬生薬審発0117第2号 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)」10

4. 届出不要の業務上取扱者への規制

(4) 飲食物の容器の使用禁止(法第11条第4項)

毒物または劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはいけない。(例: **ペットボトル等は使用不可**)

(5) 容器及び被包等への表示(法第12条第1項)

毒物または劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字および毒物については赤地に白色で「毒物」の文字、劇物は白地に赤色で「劇物」の文字を表示しなければならない。

(6) 保管場所への表示(法第12条第3項)

毒物または劇物の保管施設に「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

11

表示

医薬用外	毒物
------	-----------

医薬用外	劇物
------	-----------

12

4. 届出不要の業務上取扱者への規制

(7) 事故の際の届出の義務(法第17条第1項)

毒物または劇物の流出等の事故の際、保健衛生上の危害が生じる恐れがあるときは、直ちに保健所、警察署または消防機関のいずれかに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

(8) 盗難の際の届出の義務(法第17条第2項)

毒物または劇物が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに警察署に届け出なければならない。

(9) 立入検査等(法第18条)

知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、届出不要の業務上取扱者から報告を徴し、毒物または劇物を取り扱う場所へ毒物劇物監視員を立入させ、検査させ、試験に必要な毒物又は劇物を収去させることができる。

13

5. 何人にも適用される規制

(1) 廃棄について(法第15条の2)

毒物または劇物を廃棄するときは、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。

※中和、加水分解、還元、酸化、希釈等で毒劇物でないものにする。

※水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に従う必要がある。

※自治体では収集および回収はしていません。

(2) 運搬、貯蔵について(法第16条)

毒物または劇物を運搬、貯蔵するときは、その方法について政令で定める技術上の基準を遵守しなければならない。

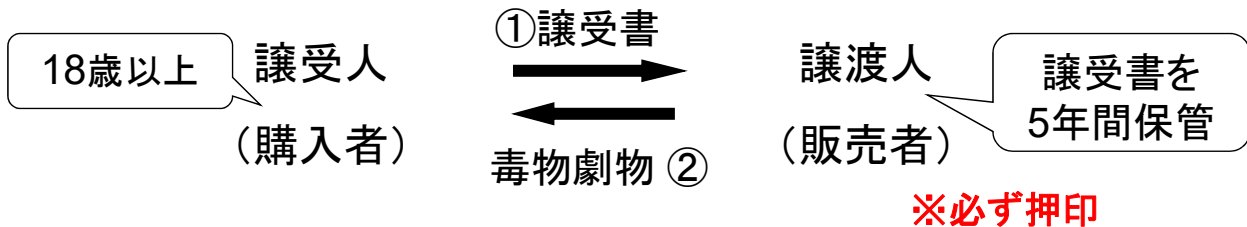
ひとつこと

毒物及び劇物取締法では、毒物及び劇物の貯蔵量に関する規定はありませんが、危険物として消防法で指定されるものは、貯蔵量の制限がありますので、消防法についての確認が必要です。

14

6. 毒物劇物の譲渡について

- 毒物劇物を購入(譲受)する場合は、身元を明らかにし、販売者(譲渡人)から提示された譲受書に押印が必要です。
- 塩素酸塩類、ナトリウム、ピクリン酸等を購入の際には、運転免許証等身分証明書の提示を求められます。
- 18歳未満の方は、毒物・劇物を受け取ることはできません。



譲受書			
名 称	水酸化ナトリウム500mL		1 本
譲受年月日	令和2年6月1日	職業	主婦
氏 名	滋賀 花子 印	年齢	45歳
住 所	大津市京町4丁目1-1		

年齢は任意

15

6. 毒物劇物の譲渡について

●毒物又は劇物の譲渡手続(法第14条)

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
- 二 販売又は授与の年月日
- 三 譲受人の氏名、職業及び住所

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、**厚生労働省令で定めるところ**により作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

※「厚生労働省令で定めるところ」とは…

省令第12条の2 法第14条第2項の規定により作成する書面は、**譲受人が押印した書面とする。**

16

7. 毒物劇物取扱責任者

次の事業者は毒物劇物取扱責任者を設置する義務があります。

(1) 毒物劇物営業者

製造、輸入、販売業者(直接毒物劇物を取り扱う場合)

(2) 届出を要する業務上取扱者

※毒物劇物取扱責任者の資格要件(免許等はありません)

- ① 薬剤師
- ② 厚生労働省で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
(高等学校以上の学校で応用化学の学課の修了者)
- ③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

17

【補足】 毒物及び劇物の検索方法

■ 毒物及び劇物取締法(毒劇法)(国立医薬品食品衛生研究所)

<https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

(2) 毒劇物検索性ファイル(対象物質の検索)

- 対象物質の一覧 [[毒物](#) | [劇物](#) | [特定毒物](#)]
検索性ファイル中の「毒物」、「劇物」、「特定毒物」を分類別に表示。

- [検索ページ](#)
毒物劇物の「検索性ファイル」を表示。

18

【補足】 紛失・盗難・流出・漏えい事故

- 厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室 のホームページに事例が掲載されている。

タイトル「毒物劇物の安全対策」

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

19

まとめ～毒物劇物業務上取扱者の皆様へ～

- 施設内で扱っている毒物・劇物を把握する。
品名、数量、出入
- 法を遵守した貯蔵・保管を行う。
- 毒物・劇物を使用する設備の定期点検を行う。
- 廃液は適正に廃棄する。
- 施設内で毒物劇物に関する教育・訓練を行う。
- 万が一事故や災害が起きた場合に備えて、取り扱っている品目についてのSDS等を備えておく。

20